

プロバイダ責任制限法検証WG第2回 議事要旨（案）

1. 日時：平成22年11月30日（火）10：00～12：00
2. 場所：総務省8階 第1特別会議室
3. 出席者（敬称略）
 - (1) 構成員
長谷部 恭男（主査）、森田 宏樹（主査代理）、大谷 和子、佐伯 仁志、島並 良、平野 晋、山下 純司、山本 和彦
 - (2) オブザーバ
内閣官房知的財産戦略推進事務局
法務省民事局参事官室
文化庁著作権課
 - (3) 総務省
原口電気通信事業部長、鈴木消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、松井消費者行政課課長補佐、中村消費者行政課課長補佐、長瀬消費者行政課課長補佐
4. 議事
 - 1 開会
 - 2 議題
 - (1) 関係者からのヒアリング①
 - ・日本音楽著作権協会
 - ・日本レコード協会
 - ・コンピュータソフトウェア著作権協会
 - ・ユニオン・デ・ファブリカン
 - (2) 自由討議
 - (3) その他
 - 3 閉会
5. 議事概要

事務局から「プロバイダ責任制限法の検証に関して考えられる個別の論点（案）11月30日改定版」に基づき、第1回会合の議論を踏まえて追記した点について説明。

 - (1) 関係者からのヒアリング①について
日本音楽著作権協会から、資料3に基づき説明があった。その後の質疑応答は、概要以下のとおり。
（森田構成員）
発信者情報開示についての質問であるが、発信者情報開示請求のための訴訟をしない理由は、発信者情報開示を受けて発信者に対して訴訟をすることが可能であるが、

訴訟にかかるコストに見合うだけの損害賠償を得られないということか。

また、動画投稿サイトとの関係では、使用許諾することで動画投稿サイトにある著作物を適法化するという扱いがされていて、それ以外のサイトは自主的な削除がなされているという紹介があったが、知財本部で議論していたときに、動画投稿サイトについてフィンガープリント技術などを導入して、自主的にパトロールするということを法律で義務付けるようなことをしないと、協力を得られないものについてなかなかうまくいかないのではないかとのご指摘をいただいたが、動画投稿サイトとの関係でなにか法的な措置を導入することが必要だというような認識があるか。

(日本音楽著作権協会)

1点目の発信者情報開示のための訴訟をしない理由であるが、日本音楽著作権協会が訴訟をする理由は二つある。一つは、侵害がそもそも膨大なのでその使用料を支払ってもらうことを目的とする。もう一つは、訴訟をすることによって、それ以外の侵害についても訴訟が行われることを、他のサイトについても広く知らしめる目的である。基本的には今の段階では、どちらの目的でも発信者情報開示請求をして、個別のそれぞれのユーザに対して訴訟をしてもそれだけの効果が得られるとは思っていない。削除要請を地道に継続していく方が、現時点ではより得策ではないかと考えている。

2点目の動画投稿サイトについて、動画投稿サイトも色々なタイプのサービスがあるが、「YouTube」や「ニコニコ動画」といったものに関しては、基本的な考え方としては、利用主体であって、動画投稿サイト自身が許諾を受けるべきであると考えている。音楽著作権の侵害が多いサイトについては、日本音楽著作権協会としては許諾を得てもらうという考えである。音楽著作権の侵害がそれほど多くないサイトは、通常のプロバイダと同様削除要請なりの対応をしている。

(大谷構成員)

資料3の3ページについて、「通知ファイル件数」が約48万件、「削除ファイル件数」が約45万件と記載されており、削除されなかったファイル件数が約3万件あるが、その理由を把握されていれば教えていただきたい。また、資料にはないがスリーストライク制があればよいというご意見があったが、スリーストライク制について、どのような制度としてイメージされているか。ご意見をいただきたい。

(日本音楽著作権協会)

ご指摘のあった削除されなかったファイル約3万件については、削除要請をしたが削除されなかった件数であることは間違いがないが、プロバイダにおいて対応されなかった理由については把握できていないのが現状である。

次に、スリーストライク制について、具体的にどのような制度であればよいかということについてこの場でお話しできるところまで考えているわけではない。ただ、今のところ決定打がなく違法サイトが根絶できない状況が続いている、あるいはますます拡大している状況であるので、これをなんとか打開するためには、他の国でスリーストライク制をとっているところでもあり、果たして実効性があるかどうか

注目されるところでもあるので、我が国でもスリーストライク制について少なくとも検討する時期に来ているのではないかと。

次に、日本レコード協会から、資料4に基づき説明があった。その後の質疑応答は、概要以下のとおり。

(山本構成員)

発信者情報開示請求について、資料の最終ページに、訴訟をした場合提訴から判決まで4～5カ月と記載されているが、民事訴訟の第1審の平均審議期間が概ね8カ月ぐらいとされていることと比較すると、比較的迅速に判決が出されているという印象がある。

訴訟の実態として、被告であるプロバイダ側は実際上あまり争わないような態度をとるのか、あるいは原告側の立証としては証人尋問ではなく、基本的には書証でできるのか。

資料4の4ページにあるが、訴訟を提起することが「被害者にとってきわめて重い負担になっている」という内実について、弁護士費用がかかるという金銭面での負担なのか、あるいは、それ以外にも重い負担の実質があるのか。

(日本レコード協会)

発信者情報開示請求訴訟の期間が4カ月というのは短いと日本レコード協会としても考えている。しかし、ここで申し上げたかったのは、プロバイダが開示するかどうかが判断にかなり時間がかかっているケースがあるということである。発信者情報開示請求訴訟の場合にプロバイダ側が争うかどうかという質問についてお答えすると、ほとんど争わない。したがって、審理は2回程度で終了するし、証拠も書証で済んでいる。

発信者情報開示請求訴訟について被害者側の負担が大きい理由については、一つは、損害賠償で得られる金額が、通常数十万から百万、二百万円ぐらいであり、一個一個の損害賠償金額としてはそれほど多くないという金銭的な負担である。もう一つは、全ての違法アップローダを訴訟することもできないので、日本レコード協会でもかなり対象を絞って発信者情報開示請求をし、かつ損害賠償請求をしているため、人的なあるいは物的な負担が大きいということである。

(森田構成員)

資料4の3ページに、「サービス類型に応じて個別にガイドラインにおいて具体化することが適当である」というご意見があるが、サービス類型の具体例としてどういうものを想定しているか。次に、「合理的な措置」の例として、「フィルタリング等の技術的手段の導入」とあるが、先ほどの日本音楽著作権協会のプレゼンテーションにもあったように、一定の技術について、プロバイダ側だけで用意できるわけではなく、権利関係の情報も含め権利者側でデータベースや技術的手段を用意し、それをプロバイダに提供して導入してもらうということをしなければ実際には難しい。技術的手段の導入ということは、その前提となる制度の構築や費用面の負担も含め権利者側で負担した上で、それをプロバイダに導入してもらうという趣旨だと理解してよいか。

(日本レコード協会)

サービス類型について、動画投稿サイトやそれに類するもので、違法コンテンツのアップロードが多いサービスというものについては、当然ながら一歩進んでプロバイダ側で違法ファイルを自主的に探索して削除すべき義務が生ずるのではないかと考えている。技術的手段の導入については、費用負担の問題があるが、権利者側で全く負担しないということを申しあげるつもりはないが、一定程度プロバイダ側でも当然負担すべき。

(森田構成員)

技術的手段について、基本的には、プロバイダ側で独自に開発して導入することは難しいので、システムそのものについては権利者側で構築してプロバイダに導入するよう要請することになる。そうすると、基本的な費用負担については、権利者側で負担しないとうまくいかないように思う。先ほどのご意見は、技術的手段の導入に関する費用については、基本的には権利者側で負担するが、その一部をプロバイダ側でも負担すべきという趣旨か。

(日本レコード協会)

日本レコード協会では、違法ファイルをフィルタリングするための技術について研究をしている。その部分については、当然日本レコード協会が負担すべきと考えている。技術的手段の導入にかかる費用については、権利者側とプロバイダ側で協議しなければならない。

(島並構成員)

プロバイダ責任制限法そのものからは少し離れるかもしれないが、資料4の2ページに記載されている著作権法30条の改正に関して、改正前後で違法コンテンツのアップロードについての動向は変化があったかどうか。

(日本レコード協会)

日本レコード協会が現在調査中であり、来年1月には報告できると思うが、法施行前に少し違法コンテンツのアップロードが減少し、法施行後に以前と同じ水準まで戻ったと考えている。

(平野構成員)

資料4の3ページについて、違法ファイルが顧客誘引力になっているプロバイダがけしからんので、そのようなプロバイダに対しては、違法コンテンツのアップロードの防止義務やプロバイダ責任制限法による免責が得られないようにすべきであるという趣旨か。すなわち、プロバイダと言っても色々あり、権利者に非常に協力的なところもある。そのようなプロバイダとは、分けて考えているという理解でよいか。

(日本レコード協会)

ご指摘の通りではあるが、けしからんというよりも違法ファイルの根絶のためにはプロバイダの協力が必要不可欠であって、これを法的な義務として法律に定めなければ、アウトサイダーに対して意味がないということである。

次に、コンピュータソフトウェア著作権協会から、資料5に基づき説明があった。

その後の質疑応答は、概要以下のとおり。

(平野構成員)

資料5の最終ページについて、「数多の権利侵害の全てに対応することには限界があることから、各権利法制ごとに、プロバイダの義務、免責等を検討する必要がある」とあるが、具体的にはどのようなイメージか。例えば、法制度かガイドラインか。

(コンピュータソフトウェア著作権協会)

今はプロバイダ責任制限法関係ガイドラインにより、著作権関係、商標権関係、名誉毀損・プライバシー関係について権利侵害毎にガイドライン化されている。コンピュータソフトウェア著作権協会としては、米国のデジタルミレニアム著作権法(DMCA)のような形で、著作権の問題については著作権法の中で、プロバイダの責任や免責を規定するようなことができないかということをご検討いただきたいということである。

(森田構成員)

プロバイダの義務として想定しているのは具体的にはどのような義務か。ファイル共有ソフトであれば、送信防止措置というのは、アップロードする個人が送信しないという防止措置であって、プロバイダとは、アクセスプロバイダである。アクセスプロバイダの発信者情報開示の話をしているのか、それ以外に何か負うべき義務があるのか。

(コンピュータソフトウェア著作権協会)

ここに記載している要望は、ファイル共有ソフトにおける権利侵害だけではなく、総論的な話をしている。ウェブサイトでの権利侵害対策など、何らかの形で著作権侵害であるというものに対しては、著作権法の中で議論をすべきではないかという提案である。何か取り立ててプロバイダの義務や免責についての具体的な意見を、今の段階で持ち合わせているわけではない。

(森田構成員)

ファイル共有ソフトについて、プロバイダの具体的義務というのは考えにくいということか。

(コンピュータソフトウェア著作権協会)

発信者情報開示請求について、ある特定のファイル共有ソフトについて技術的証明がなされれば、自動的に発信者情報を開示して構わない、あるいは開示しなければならぬといった義務化ができればいいが、技術にもよる問題であり、ファイル共有ソフトだけ取り立てて言うべき話ではないので、ファイル共有ソフトに関するプロバイダの具体的責任というのは考えにくいのかと考えている。

(平野構成員)

少し厳しいことを言うようだが、サイバースペース法の世界では、インターネットが出てきたときに違法・有害情報等が増えて、インターネット自体がけしからんという議論があった。それに対して、インターネットは一つの情報メディアの革命であるとの議論があった。情報技術というのは、はじめは有害情報がメディアにはびこるが、その後よい利用につながっていく。だから、その技術を潰してはいけない

という考えが、主流の考え方である。今のお話では、winny等のP2Pソフトは、調査結果では、全員が違法な使用であったということである。だが、サイバースペース法的に考えると、だからといって技術を全部だめだとする議論というのはいかかなものかという反論が予想されるが、これに対するご意見があれば伺いたい。

(コンピュータソフトウェア著作権協会)

ご指摘のとおりであり、コンピュータソフトウェア著作権協会としても技術自体がいけないとは言っていない。また、技術を開発することについて、無罪判決も出ているところ、コンピュータソフトウェア著作権協会として申し上げられる立場にはない。ただ、そういった技術であって、現状、著作権侵害が大量に起っているという実態がありながら、それに対して対策ができないという実態もご認識いただきたいというのがコンピュータソフトウェア著作権協会の意見である。それに対して、技術で何かしら対策ができるのであればもちろんそれでよいが、そうでなければ、法律で何らかの対策ができるのであればそれでもよい。ただ、今の段階では、技術的な対策も、法的な対策も足りない部分があるのではないかとことを申しあげている。もちろん、技術について良い悪いという評価をしているわけではない。

次に、ユニオン・デ・ファブリカンから、資料6に基づき説明があった。

その後、ヒアリング全体を通して質疑応答が行われたが、概要以下のとおり。

(大谷構成員)

日本レコード協会に伺いたい。資料4の6ページに関して、発信者情報開示請求が接続プロバイダに到達したときに、通信記録が失われているために発信者情報開示請求をする意味がなくなるケースというのが生じる可能性というのは常に議論されているところであるが、実際に発信者情報開示請求を行ったものの通信記録が失われてしまっていた件数や、状況について教えていただきたい。また、発信者情報開示までにかかった期間についても教えていただきたい。

(日本レコード協会)

発信者情報開示請求を行ったものの通信記録が失われてしまっていた件数については1件である。日本レコード協会が発信者情報開示請求をしているのはほぼファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害であり、接続プロバイダに直接開示請求しているため。開示請求まで1カ月程度である。

(2) 自由討議

関係団体からのヒアリングを踏まえて自由討議を行ったところ、概要以下のとおり。

(森田構成員)

発信者情報開示請求について、現行プロバイダ責任制限法は訴訟により裁判所が発信者情報の開示の可否について判断した上で開示するというのが原則で、例外が一定の場合に認められている。訴訟をすると一定のコストがかかり大変なので例外的に発信者情報を訴訟を経ずに開示できる場合を緩和してほしいという場合、訴訟を経ずに発信者情報を開示するのが適切かという問題が生じる。その点については、現行プロバイダ責任制限法はむしろ適切ではないとしている。発信者情報は、全て

訴えをもって裁判上の請求で開示の可否を判断する、憲法上の国民の権利にかかわるものであるため訴訟手続きにより開示されるべきというのが、立法当時の考え方であったと思う。よくノーティス・アンド・テイクダウンが引き合いに出されるが、これも結局は訴えを提起することが要件になっている。米国では、ファイル共有ソフトについては、DMCAの適用はないので、当初から訴えを提起した上で、サビーナを求めることになる。米国では著作権については特別に緩和された手続きが用意されているといっても、全て訴訟を提起することを前提として法制度化されている。およそ訴訟を最後まで提起しないで発信者情報の開示を求める制度を日本で導入するとなれば、諸外国に存在しないような手続きになる。諸外国ではなぜ訴訟外で発信者情報開示を認める手続きがないか、裏を返していえば、訴訟により発信者情報を開示するという制度になっているかという意味を、もう一度考え直してみる必要がある。その観点からすれば、プロバイダ責任制限法は、裁判所の判断を経なくても発信者情報を開示してもいい場合を明文化しているので、権利者とプロバイダ間の協力関係が構築できれば、その枠組みの中で、プロバイダが責任を問われることなく発信者情報を開示していい場合が一定の場合認められている。それをてこにして、権利者とプロバイダとが具体的な協力関係を築くことができれば、ユニオン・デ・ファブリカンからのプレゼンテーションにもあったように、一定の工夫をすることができるのではないかと。そうでない場合に、法的な義務として何ができるかということ、発信者情報開示の基本的な問題に立ち戻るかと思う。

日本レコード協会の資料4にあったプロバイダは発信者情報開示請求に対して「誠実かつ迅速に回答するように努めることを法律上に定めるべきである」とのご意見について、被害者はプロバイダから一定期間内に発信者情報開示請求に対する回答がない場合に、訴訟を提起することを制限されていないので、訴訟を提起するということを前提としない場合は、プロバイダに対して訴訟外で何らかの義務づけを考えなくてはならない。しかし、現行のプロバイダ責任制限法では、被害者は発信者情報開示請求に対するプロバイダからの回答を待って訴えを提起しなければならないわけではないし、また、発信者情報開示に必要な情報が保存されない場合、仮処分の保全の必要性が認められるから、直ちに訴訟を提起することが認められる。そうすると、発信者情報開示請求に対してプロバイダから一定期間内に回答がない場合には訴えを提起するということを、予めプロバイダに対して通知しておけば、一定期間プロバイダからの回答を待っている必要はない。この問題も結局は、訴訟を経ないで発信者情報を開示する場合をどの程度認めるかという問題に帰着するのではないかと。

(山下構成員)

商標権については、権利者とプロバイダ間で協力関係がうまくいっているとのプレゼンテーションがあったが、それは非常に良いことであると思う。訴訟を前提にするということが、これまでのプレゼンテーションを聞いたところでは、コスト倒れであるという意見が多かった。そうすれば、権利者とプロバイダとの間で協力関係をどう築くか、あるいは協力関係のインセンティブをどのように与えるかという問

題を今後議論していくことが必要かと思う。もう一つは、スリーストライク制との関係で、インターネットへのアクセス権とインターネットオークションへの出品資格は異質なものであるとの発言があったが、プロバイダの責任が何を規定しているのかということ、ある程度明確化することができれば明確にしていくことを考えてもいいのではないか。

(島並構成員)

裁判外で実現される発信者情報開示請求というと、具体的にはADR機関を設けるというイメージか。どのような規定にするにしても、最終的な法執行となると裁判にならざるを得ないのではないか。

(森田構成員)

プロバイダ責任制限法第4条に規定する故意重過失は、発信者情報の開示が認められる要件について、プロバイダ側で裁判を経ずに明確に判断ができる場合には発信者情報を自主的に開示していいが、疑義がある場合にはプロバイダ側の自主的な判断で発信者情報を開示せず裁判所の判断に従って開示せよというように働くと思う。そうであれば、裁判を経るまでもなく、発信者情報開示請求が認められる要件を満たすことが明らかであり、プロバイダが発信者に対する責任を負うことなく発信者情報を自主的に開示してよい場合をどのように確保するかが、先に述べた権利者とプロバイダとの協力関係を築いていくということであって、それがさらに、ADRのような第三者機関を経ることによって判断が容易になるかどうかについては、次の問題であると考える。

(長谷部主査)

今の故意重過失という実体要件をより緩和する、例えば故意の場合のみ、発信者情報を誤って開示したプロバイダに発信者に対する責任が発生するという趣旨を含んでいるわけではないか。

(森田構成員)

故意重過失の要件を緩和してもあまり変わらないのではないかと思う。

(長谷部主査)

確かに、発信者情報開示請求の場合第三者の権利関係が関係するので、ADRを設けたとしても、発信者情報の開示が容易になるかといえばそうではないかもしれない。

(3) その他

次回第3回会合は、12月21日を予定。

以上